

令和 7 年度

かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和 8 年 8 月 1 7 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 56 号
令和 8 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 金 子 敏 明 様

かすみがうら市監査委員	都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員	茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員	岡 崎 勉

令和 7 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和 7 年度かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第 1 審査の種類

地方自治法第 233 条第 2 項に基づく決算審査及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況審査

第 2 審査の対象

令和 7 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算

令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和 7 年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類

令和 7 年度かすみがうら市決算付属書類

第 3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額と比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて著しい増減はないか。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額と比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額と比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。
また、実績報告又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 11 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 12 過去の決算審査で監査委員が指摘した意見が是正されているか。
- 13 定期監査や、例月現金出納検査等で指摘した事項について、必要な改善措置が行われたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和7年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和8年6月1日から令和8年8月17日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和7年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数に誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、一部において改善を要するものはあるものの、おおむね所期の目的に従って執行されているものと認められた。

基金については、基金条例に基づきその目的に従って運用及び管理されており、その計数は正確であると認められた。

なお、改善を要するものについては、審査意見を遵守し、持続可能な行財政運営の推進に向けて業務遂行に努められたい。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和7年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	20,427,150,000	19,862,032,311	18,917,016,625	945,015,686
特別会計	9,270,272,000	9,123,542,744	9,003,747,876	119,794,868
合 計	29,697,422,000	28,985,575,055	27,920,764,501	1,064,810,554

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)
一般会計		19,862,032,311	18,917,016,625	945,015,686	51,753,820	893,261,866
特別会計	国民健康 保険	3,940,104,389	3,932,653,034	7,451,355	0	7,451,355
	後期高齢者 医療	1,252,759,887	1,220,547,369	32,212,518	0	32,212,518
	介護保険	3,930,678,468	3,850,547,473	80,130,995	0	80,130,995
合 計		28,985,575,055	27,920,764,501	1,064,810,554	51,753,820	1,013,056,734

形式収支額は10億6,481万554円、このうち翌年度へ繰越すべき財源5,175万3,820円を差し引いた実質収支額は10億1,305万6,734円となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	20,427,150,000	20,091,468,074	19,862,032,311	97.2%	98.9%
国民健康 保険	3,997,433,000	4,125,149,145	3,940,104,389	98.6%	95.5%
後期高齢者 医療	1,226,773,000	1,256,999,006	1,252,759,887	102.1%	99.7%
介護保険	4,046,066,000	3,953,512,028	3,930,678,468	97.1%	99.4%
合 計	29,697,422,000	29,427,128,253	28,985,575,055	97.6%	98.5%

歳入決算額は289億8,557万5,055円で、予算現額296億9,742万2,000円に対する収入割合は97.6%となっている。また、調定額294億2,712万8,253円に対する収入割合は98.5%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	20,091,468,074	19,862,032,311	21,212,935	208,222,828	98.9%
国民健康 保険	4,125,149,145	3,940,104,389	25,760,009	159,284,747	95.5%
後期高齢者 医療	1,256,999,006	1,252,759,887	861,150	3,377,969	99.7%
介護保険	3,953,512,028	3,930,678,468	5,508,240	17,325,320	99.4%
合 計	29,427,128,253	28,985,575,055	53,342,334	388,210,864	98.5%

調定額は294億2,712万8,253円で、収入済額は289億8,557万5,055円であり、不納欠損額は5,334万2,334円、収入未済額は3億8,821万864円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,896,480,597	2,794,974,089	10,069,482	91,437,026
	固定資産税	2,876,378,700	2,781,784,555	9,150,247	85,443,898
	軽自動車税	171,696,911	158,884,300	1,927,206	10,885,405
	老人福祉費 負担金	4,873,500	4,860,000	0	13,500
	児童福祉費 負担金	62,746,300	61,393,000	66,000	1,287,300
	雑 入	279,328,970	260,173,271	0	19,155,699
会計小計				21,212,935	208,222,828
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,006,752,542	823,305,840	25,760,009	157,686,693
	雑 入	14,611,069	13,013,015	0	1,598,054
会計小計				25,760,009	159,284,747
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	618,674,849	614,435,730	861,150	3,377,969
会計小計				861,150	3,377,969
介護保険 特別会計	介護保険料	924,433,060	902,436,900	5,508,240	16,487,920
	雑 入	12,628,154	11,790,754	0	837,400
会計小計				5,508,240	17,325,320
合 計				53,342,334	388,210,864

不納欠損額は5,334万2,334円で、主なものは、市民税1,006万9,482円、固定資産税915万247円、国民健康保険税2,576万9円、介護保険料550万8,240円などである。

収入未済額は3億8,821万864円で、主なものは、市民税9,143万

7,026 円、固定資産税 8,544 万 3,898 円、国民健康保険税 1 億 5,768 万 6,693 円などである。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	20,427,150,000	18,917,016,625	751,547,000	758,586,375	92.6%
国民健康保険 特別会計	3,997,433,000	3,932,653,034	0	64,779,966	98.4%
後期高齢者 医療特別会計	1,226,773,000	1,220,547,369	0	6,225,631	99.5%
介護保険 特別会計	4,046,066,000	3,850,547,473	0	195,518,527	95.2%
合 計	29,697,422,000	27,920,764,501	751,547,000	1,025,110,499	94.0%

歳出決算額は 279 億 2,076 万 4,501 円で、予算現額 296 億 9,742 万 2,000 円に対する執行率は 94.0%となっている。

翌年度への繰越額は 7 億 5,154 万 7,000 円で、不用額は 10 億 2,511 万 499 円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和7年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 198 億 6,203 万 2,311 円で調定額に対する収入率は 98.9%となっている。歳出決算額は 189 億 1,701 万 6,625 円で、予算額に対する執行率は 92.6%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）9 億 4,501 万 5,686 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 5,175 万 3,820 円を控除した実質収支額は 8 億 9,326 万 1,866 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.4%、法人市民税 100.1%、固定資産税 98.7%、軽自動車税 97.5%となっており、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 32.3%、法人市民税 51.4%、固定資産税 33.2%、軽自動車税 23.0%となっている。

また、令和7年度において、個人市民税 982 万 6,982 円、法人市民税 24 万 2,500 円、固定資産税 915 万 247 円、軽自動車税 192 万 7,206 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金 2 億 8,517 万 2,036 円及び基金繰入金 2,800 万円を含めた 39 億 4,010 万 4,389 円で、調定額に対する収入率は 95.5%となっている。歳出決算額は 39 億 3,265 万 3,034 円で、予算額に対する執行率は 98.4%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 745 万 1,355 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 93.3%、後期高齢者支援金分 93.1%、介護納付金分 89.7%となっており、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 23.0%、後期高齢者支援金分 24.1%、介護納付金分 27.8%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 0%、後期高齢者支援金分 0%、介護納付金分 0%となっている。

なお、令和7年度において、一般被保険者国民健康保険税 2,576 万 9 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金 5 億 7,616 万 5,547 円を含めた 12 億 5,275 万 9,887 円で、調定額に対する収入率は 99.7%となっている。歳出決算額 12 億 2,054 万 7,369 円で予算額に

対する執行率は99.5%となっている。歳入歳出差引額(形式収支)は3,221万2,518円となっている。

なお、令和7年度において、86万1,150円の不納欠損処分が行なわれている。

(4)介護保険特別会計

介護保険特別会計の歳入決算額は、一般会計からの繰入金6億238万4,000円を含めた39億3,067万8,468円で、調定額に対する収入率は99.4%となっている。歳出決算額は38億5,054万7,473円で、予算額に対する執行率は95.2%となっている。歳入歳出差引額(形式収支)は8,013万995円となっている。

なお、令和7年度において、550万8,240円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が 1.00 に近くあるいは 1.00 を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和 7 年度 0.57、令和 6 年度 0.57、令和 5 年度 0.57、令和 4 年度 0.59、令和 3 年度 0.59 と、ほぼ横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が 100% を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和 7 年度は 103.1% で、前年度の 101.8% と比べ、1.3% 増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に 80% を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和 7 年度は 87.8% で、前年度の 87.7% に比べ、0.1% 増加している。

また、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は 87.8% で、前年度の 87.3% と比べ、0.5% 増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の 3% ～ 5% 程度が望ましいといわれている。

令和 7 年度は 7.5% で、前年度の 6.3% と比べ、1.2% 増加している。

第8 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、農村環境改善センターの譲渡などにより 5,447 m²減少し、令和7年度末現在高は 1,432,139 m²となっている。

うち山林は、963 m²減少し、令和7年度末現在高は 79,456 m²となっている。

建物の延床面積は、農村環境改善センターの譲渡などにより 1,199 m²減少し、令和7年度末現在高は 128,722 m²となっている。

2 出資による権利

出資金は、茨城県信用保証協会に対する寄託金が 30 万円増加している一方、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団に対する出資終了に伴い 23 万円減少したことにより、令和7年度末現在高は 8,772 万 7,000 円となっている。

3 物品

物品（車両）は、購入による 3 台の増、廃車による 6 台の減により、令和7年度末現在高は 143 台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など 15 の基金がある。年度内に財政調整基金など 9 つの基金で 5 億 176 万 5,049 円増加している一方、地域振興基金など 6 つの基金で 3 億 483 万 8,449 円減少したことにより、令和7年度末の現在高は 59 億 8,604 万 3,508 円となっている。

第9 審査意見

決算審査を通した意見、指摘事項は次のとおり。

1 財政状況について

令和7年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は7.5%である。また、健全化判断比率の指標である実質赤字比率は△7.5%（対前年度比1.2%減）と早期健全化基準の13.1%を下回っており、連結実質赤字比率についても△17.9%（対前年度比1.2%減）と早期健全化基準の18.1%を下回っている。実質公債費比率については8.4%（対前年度比0.1%減）であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。将来負担比率についても、30.3%（対前年度比17.1%減）と早期健全化基準の350%を下回っており、財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて0.1%増加し87.8%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努めるとともに、政策的経費については中長期計画に基づいた事業の展開を図られたい。

2 財源の確保

(1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億822万2,828円（対前年度比2.5%減）、特別会計で1億7,998万8,036円（対前年度比0.8%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税9,143万7,026円、固定資産税8,544万3,898円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で1億5,768万6,693円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、さまざまな手法によって鋭意努力していることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的かつ全庁的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の一層の縮減に努められたい。

(2) 不納欠損処分 of 厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 2,121 万 2,935 円、特別会計で 3,212 万 9,399 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 982 万 6,982 円（対前年度比 54.9%増）、固定資産税 915 万 247 円（対前年度比 60.9%増）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 2,576 万 9 円（対前年度比 93.3%増）、介護保険料 550 万 8,240 円（対前年度比 34.2%減）などとなっている。

消滅時効の縮減に向けた取組や滞納処分の執行停止を適正に処理し、今後とも慎重かつ厳正な対応に努められたい。

(3) 予算の適正執行

ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 8 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 7 億 185 万 2,000 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

イ 不用額について

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、10 億 2,511 万 499 円（対前年度比 10.3%増）となっている。

不用額発生の要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金、見積もりの過大などが考えられるが、今後とも計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかに予算を補正するなどの措置により、会計年度独立の原則に則り、限りある予算の有効活用に努められたい。

ウ 財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、おおむね標準財政規模の 3%～5%程度が望ましいといわれている。令和 7 年度の実質収支比率は 7.5%と、前年度より 1.2%増加している。実質収支額は、8 億 9,326 万 1,866 円（前年度 7 億 3,655 万 6,352 円、前々年度 6 億 9,929

万 8,469 円) と極めて高い額となっている。

それは、結果として、その額相当分が当該年度の財源として十分に活用されていなかったと言える。

常に、歳入歳出予算の執行状況の把握に努め、大幅な歳入増や多額の不用額が生じた場合は、補正措置するとともに新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

(4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、適宜見直しを図りつつ、引き続き市補助金等交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

(5) 基金の管理運用について

基金については、その設置目的に従って管理運用されており、関係法令等に基づいて適切に管理されていると認められた。今後とも適正かつ効率的な運用に努められたい。

(6) 新たな財源の確保に向けて

持続可能なまちづくりのためには、ふるさと納税制度の活用や定住促進・企業誘致等、収入源の多様化・拡充により、新たな財源を確保し、財政構造の弾力性の確保に努められたい。

第 10 章 むすび

令和 5 年 12 月 22 日に、国立社会保障・人口問題研究所から、日本の地域別将来推計人口が公表された。この推計によれば、本市の人口は、2050 年に 2 万 7,514 人となり、2020 年(令和 2 年)から 30 年間で 31.4% 減少すると推計されている。特に 0 歳から 14 歳は 2020 年の半数以下に、また、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の割合)は、31.9%から 43.9% となり、人口減少と少子高齢化が進展する推計結果となっている。子どもが減り、高齢者が増えることによる将来にわたる急激な人口減少は、社会全体に影響を及ぼすことになる。現役世代が支える年金・医療・介護といった社会保障の根本が揺らぎかねない事態になることが懸念されており、経常経費に大きく占める福祉関係経費、耐用年数を過ぎ老朽

化した公共施設等の維持管理費の支出も、今後さらに増加傾向となることは避けられない状況にある。本市においても、こうした事態を念頭に置いて、中長期的展望に立脚した将来像を想定し、計画的にまちづくりを展開していくことが求められている。

そうした中、今般の令和7年度かすみがうら市健全化判断比率における4指標及び資金不足比率については、現時点では基準をクリアしているものの、近年の国・県の平均値と比較すると良好とはいえない。また、財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率については、今後とも行財政運営の引き締め強化を必要とする課題が残るものとなっており、総合的に見て依然として厳しい行財政状況下にある。

以上の状況を鑑み、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するためには、「入るを量りて出ずるを為す」を基本として、無駄や無理のない行政運営のもと、最少の経費で最大の効果を上げる施策に基づく業務の遂行に徹するとともに、組織運営の透明性及び実効性を高めるため、ガバナンスの一層の強化を図る必要がある。

企業が成長し続けるためには、社会経済状況の変化に応じた中長期的展望に立脚した独自の成長戦略が必要であるのと同様に、本市においても、本市独自の魅力とポテンシャルを活かした中長期的財政見通しに基づいて計画を策定し、施策の選択と集中により、市長が掲げる「活力とあたたかさあふれる市政」の実現のため、市執行部一丸となってより一層の業務遂行に努められたい。